

1年未満保存

事務連絡
平成21年7月31日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課
職業病認定対策室長

石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの導入
及び当該ツールを用いての報告並びに各都道府県労働局
におけるツール導入時の作業依頼について

これまで、石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金に係る請求及び認定の状況については、平成17年9月7日付け事務連絡「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」（以下「平成17年9月7日付け事務連絡」という。）及び平成18年5月19日付け事務連絡「特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について」（以下「平成18年5月19日付け事務連絡」という。）に基づく「処理経過簿」により把握してきたところである。

今般、これらの把握をよりの確かつ効率的に実施するため、処理経過簿に代わる「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール」（以下「ツール」という。）を作成したところである。

については、本ツールを下記により導入し、今後、石綿ばく露作業に係る労災認定等事業場一覧表の公表作業については、本ツールを用いて報告をお願いすることとしたので、的確な運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡の施行をもって、平成17年9月7日付け事務連絡及び平成18年5月19日付け事務連絡は廃止する。

記

1 本ツールの概要

本ツールの規格等については以下の表のとおりである。なお、仕様及び操作方法については、本日、労働基準行政システムの全国掲示板の補償課の掲示板（全国掲示板/本省/労働基準局/労災補償部/補償課）に掲載する「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール操作手引書」（以下「操作手引書」という。）を参照すること。

【表】

	旧処理経過簿	新処理経過簿
規格	Microsoft Excel	Microsoft Access
仕様比較		1 データベース化により検索、統計作成等が容易になったこと。 2 入力内容について自動的に相互チェックを行うことで、必要な項目だけを入力し、併せて、入力誤りを低減したこと。 3 ツール内の処理経過簿において石綿に係る未処理事案について、容易に把握することができること。 4 労災保険法における疾病に、「良性石綿胸水」、「びまん性胸膜肥厚」を明記したこと。

※ 旧処理経過簿：これまで、都道府県労働局（以下「地方局」という。）で使用していた処理経過簿をいう。

新処理経過簿：ツールにおける処理経過簿をいう。

2 本省でのデータ移行作業と地方局における作業等について

平成20年度分の石綿ばく露作業に係る労災認定等事業場一覧表の公表作業は、現在、旧処理経過簿に掲載している平成21年3月末日までのデータを基に行うが、今後、ツールにより、石綿ばく露作業に係る労災認定等事業場等情報のデータベース化を適正に行うため、ツールの導入に当たっては、旧処理経過簿に掲載している平成21年4月から現在までのデータを、新処理経過簿に移行する作業（以下「データ移行作業」という。）が必要となる。

このデータ移行作業は、本省において行うこととするので、本年8月5日（水）までに、旧処理経過簿のデータのうち平成21年4月1日から本省へ送付する時点までに更新したものをメールにより、以下のアドレスに送信すること。

送信先アドレス： XXXXXXXXXX

3 本省でのデータ移行作業後の地方局における作業について

本省でのデータ移行作業後、操作手引書を参考に次の(1)及び(2)までの作業を行うこと。

当該作業は、平成20年度の石綿ばく露作業に係る労災認定事業場公表のための作業日程との関係から、本年8月14日（金）までに完了させること。

なお、本省においては、移行したデータが登載されたツールを本年8月7日（金）までに、労働基準行政システムの各地方局の掲示板（全国掲示板/都

道府県労働局/各地方局)に揭示することとしていること。

(1) 「移行時不明」が含まれるデータの補填処理

旧処理経過簿のデータのうち、新処理経過簿へのデータ移行作業時に、「業種」、「ばく露作業」、「事業場所在地」、「事業場所在地市区郡」の4つについて、データの未入力等により、そのまま新処理経過簿にデータ移行を行っても、ツールの情報処理の関係上適切に表示されない等の理由により、新処理経過簿においては自動的に「移行時不明」と便宜上表示される。

本作業においては、平成20年度分のデータであって、「業務上」と認定したものについて、上記4つの移行時不明のデータのうち、現時点で平成20年度の石綿ばく露作業に係る労災認定事業場公表のための今後の作業に直接影響を及ぼす、「事業場所在地」及び「事業場所在地市区郡」が「移行時不明」となっている情報の補填を行うものであり、具体的には以下アからオの作業を行う。

ア メニュー画面において、処理経過簿の「検索」ボタンをクリックすることにより、「処理経過簿画面_検索条件入力」画面に遷移するので、当該画面において、「業務上外等」からプルダウンで「業務上」を選択し、さらに「署名」からプルダウンで該当の署を選択し、「検索」ボタンをクリックする。

イ アにより、「処理経過簿画面_検索結果」画面に遷移するので、当該画面において、被災労働者ごとに「選択」ボタンを1件ずつクリックして下記ウからオの作業を行う。

ウ イにより起動した「新規追加検索結果」画面中の「事業場一覧」ボタンをクリックする。

エ 「事業場一覧」画面に遷移するので、事業場番号が入っているものについては「事業場番号」の事業場番号を消去、事業場番号が入っていない場合はそのままの状態、「検索」ボタンをクリックする。

オ エにより、「事業場一覧」画面に改めて事業場ごとの一覧が表示されるが、「事業場所在地」及び「事業場所在地市区郡」の一方又は両方が、「移行時不明」である場合は、「訂正」ボタンをクリックし、「事業場所在地」又は「事業場所在地市区郡」の一方又は両方の情報を入力し、「登録」ボタンをクリックして登録する。

なお、事業場ごとの一覧において「事業場所在地」及び「事業場所在地市区郡」が「不明」や「-」等と表示されているものについては、不明等が確定したデータであるので修正しないこと。

また、平成21年4月1日からのデータに係る「移行時不明」については、本年の石綿ばく露作業に係る労災認定等事業場一覧表の公表には直接影響を及ぼさないため、改めて本省より「移行時不明」に係る精査作業を指示するまで修正する必要はないこと。

(2) 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚に係るデータの整備

これまでは、労災法に基づく良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚に係る事案（以下「胸水等事案」という。）の入力管理については、各地方

局の任意としていたところであるが、新処理経過簿においては胸水等事案も管理することとし、平成20年度の石綿ばく露作業に係る労災認定事業場公表等において、過去に遡って胸水等事案も含めた公表を行うこととした。

そのため、各地方局におけるこれまでの処理方法に応じて、以下のア又はイの手順により修正及び新規入力を行うこと。

- ア 胸水等事案を旧処理経過簿に入力して管理している地方局の場合
新処理経過簿においては、データ移行作業時に胸水等事案を便宜上「その他対象疾病外」と登録しているため、これを修正するため、
- (ア) メニュー画面において、処理経過簿の「検索」ボタンをクリックすることにより、「処理経過簿画面_検索条件入力」画面に遷移するので、「労災法」と「疾病名区分」のラジオボタンを「決定時」にチェックを入れ、「署名」及び「疾病名」からプルダウンでそれぞれ該当署と「その他対象疾病外」を選択し「検索」ボタンをクリックする。
 - (イ) 「処理経過簿画面_検索結果」画面に遷移するので、被災労働者ごとに1件ずつ「選択」ボタンをクリックして、下記(ウ)の作業を行う。
 - (ウ) (イ)により「新規追加検索結果」画面に遷移するので、請求時の疾病名と決定時の疾病名が、「良性石綿胸水」又は「びまん性胸膜肥厚」である場合は、「請求時疾病名」及び「決定時疾病名」の一方又は両方を、「良性石綿胸水」又は「びまん性胸膜肥厚」に修正すること。修正方法については操作手引書の3.4.1及び3.4.2を参照すること。
 - (エ) 新処理経過簿においては、平成19年度以前のデータについては存在しないため、平成15年度から平成19年度まで及び平成21年4月1日以降の胸水等事案のデータについては、調査復命書等を確認のうえ、新規に入力を行うこと。入力方法については操作手引書の3.4.1及び3.4.2を参照すること。
- イ 胸水等事案を旧処理経過簿に入力して管理していない地方局の場合
調査復命書等を確認のうえ、操作手引書3.4.1及び3.4.2を参照し、平成15年度から現在までの分について新規に入力を行うこと。

4 新処理経過簿の入力処理について

新処理経過簿の処理については、請求書の受付（他署から回送された請求書の受付を含む。）及び支給又は不支給の決定を行った事案について、各地方局労災補償課において、管内の各署の状況を取りまとめたうえで、受付又は決定の状況をその翌月15日までに入力すること。